

第 2177 号・第 2183 号案件
中間報告日本政府に対する提訴

第 2177 号案件
日本労働組合総連合会（連合）
第 2183 号案件全国労働組合総連合（全労連）

申し立て：元来、提訴団体は、公務員法制度改革が労働者団体との適切な協議なしに進められてきたものであり、現行の公務員制度法令をさらに改悪し、十分な代償措置がないままに公務員の労働基本権の制約を保持するものであることを申し立ててきた。長期間にわたる協議をふまえ、両団体は労働基本権を早急に保障するよう求めている。

814. 本委員会は、本事件の内容について、すでに 7 回にわたって審査しており、直近の 2012 年 3 月の会合では理事会に中間報告を提出した [第 363 次報告 816－852 項、2012 年 3 月の第 313 回理事会で承認]

815. 日本労働組合総連合会（連合）（第 2177 号案件）は、2012 年 8 月 31 日付の書簡で追加情報を提出した。全国労働組合総連合（全労連）（第 2183 号案件）は、2013 年 1 月 8 日付の書簡で追加情報を提出した。

816. 政府は、2013 年 1 月 17 日付の書簡で見解を提出した。

817. 日本は 1948 年の「結社の自由と団結権の保護に関する（第 87 号）条約」、1949 年の「団結権および団体交渉権に関する（第 98 号）条約」を批准している。

A. 本件に関するこれまでの審査

818. 本委員会は、2012 年 3 月の会合で、以下の勧告を行った [第 363 報告書 852 項を参照]。

819. 本委員会は、今回の案件で提起されている様々な諸問題に関して、制度化された三者間の議論が継続して行われていることを歓迎する。改革過程において関係諸団体との制度化された協議を行う政府の努力を評価しつつ、本委員会は、残されたあらゆる課題について、政府がすべての関係諸団体と徹底した、忌憚のない、有意義な協議を続けていくよう促す。本委員会は、日本が批准している第 87 号および第 98 号条約に具現されている結社の自由の原則の実施に必要な措置を効果的かつ遅滞なく実施することを目的とした相互に

受容し得る解決策を見出すため、社会的対話の精神で、進行中である公務員制度改革の完了に政府が精力的に努力を傾注することを強く期待する。特に、以下の点に留意する。

- (i) 公務員に労働基本権を付与すること
- (ii) 消防職員および刑事施設職員に団結権と団体交渉権を完全に付与すること
- (iii) 国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および労働協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
- (iv) 国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保障すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること
- (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲

820. 本委員会は政府に対し、上記のすべての事項に関する進展について情報提供を続けるよう求める。

B. 提訴団体からの追加情報

821. 連合は2012年8月31日付の書簡で、2011年3月の東日本大震災の被害からの復興・復旧にからむ国家公務員給与の改正に関する交渉の期間中、政府が以下の見解を示したと述べている。すなわち(1)第177回国会における給与引き下げ関連法案と自律的労使関係を導入する法案の可決に向けて全力を上げる。(2)人事院勧告制度は、本来、労使交渉を通じて給与と労働条件が決定されるべきところ、これを制限していることに対応した代償措置であり、政府は本来の手続きを先取りする形で交渉に臨み、今回は労使交渉によって給与を見直す。

822. また連合は、これらの交渉の中で設置された公務公共サービス労働組合協議会(公務労協)の非現業職員の連絡会との合意に基づき、内閣が国家公務員給与に関する臨時特例措置を決定し、2011年6月3日に国会に提出したと述べている。しかし同法案は第179臨時国会(2011年10月20日から同12月9日)では審議されず、第180通常国会で継続審議されることになった。

823. 加えて連合は、2012年2月17日に民主党、自由民主党、公明党の3党が国家公務員給与に関して合意に達したと述べている。この政治的合意は、2011年度の人事院勧告での給与削減(平均0.23%)を考慮に入れ、これに上乘せして7.8%を削減する内容であり、国会で可決された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」の基礎にな

った。

824. 連合は、政府による意図の表明に反して、国会での法案成立の時点で労使合意が無視されたことに落胆を示した。

825. 国家公務員制度に関連する4法案について、連合は、政府と連合および公務労協の間での真摯かつ有意義な協議にもかかわらず、いまだ未成立となっていることを遺憾としている。4法案は2011年6月3日に閣議決定され、国会に提出された。連合は、自由民主党が欠席するなか、同法案がほぼ1年遅れとなる2012年6月1日開会の衆議院本会議で審議入りしたものの、審議はいまだに終了していないと述べている。連合は、これに関する国会の姿勢に疑問を呈している。

826. そこで連合は本委員会に対し、国家公務員制度関連4法案の国会審議を促進するよう日本政府にさらなる圧力を加えることを求めている。

827. 地方公務員のための自律的な労使関係制度の確立に関して、連合は、2011年6月2日に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が発表された後、関連法案策定に向けた作業が5カ月以上なんの進展も見せなかったと述べている。最終的には民主党と関連する労働者組織間で、また総務省とこれら組織との間で一連の意見交換が行われた後、2012年5月11日に総務省が「地方公務員制度改革について(素案)」を提出した。その主な内容は次のとおりである。(1) 史上初めて消防職員に団結権を付与することを明確にしつつ、政府は労働協約締結権を認める意図があることも明確にした。(2) 4法案の施行日はさらに先延ばしされる。連合は、その後の再三の機会において、政府が事態進展のために全力を上げるという意味を表明したこと、また総務大臣は、消防職員への団結権の付与を含めて地方公務員制度改革案の策定は完了したとさえ述べたことを付け加えている。連合は、上記の一連の事態は政府、民主党、連合、公務労協の間で真摯かつ有意義な協議が行われたことを証明するものだと述べている。しかし主に3つの地方団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)の反対により、地方公務員のための自律的労使関係を確立する法案、および消防職員への団結権付与の問題の解決を含む地方公務員の労働基本権の回復に関連した法案は、いまだに策定されていない。

828. 全労連は、2013年1月8日付の書簡で、自律的労使関係を創出する国家公務員制度改革が決定されるまでは、人事院勧告が国家公務員の賃金を決定する唯一のルールであると主張している。したがって全労連は、人事院勧告を上回り(勧告案の0.23%に上乗せて4.77%から9.77%が実行される)、かつ全労連を含む関係当事者の意見を聞かずに合意された政治的合意に基づく「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の可決に至った

経過を非難している。給与引き下げ法案の可決に抗議し、全労連に加盟する国公労連が、人事院勧告を超えた給与引き下げ法案の一方的可決は労働基本権を保障した日本国憲法第28条および結社の自由を定めたILO条約に違反しているとして、2012年5月25日に国会を相手取って東京地方裁判所に訴訟を提起した。

829. また全労連は、国家公務員の給与引き下げ法案の可決を受け、政府が独立行政法人（99法人）と国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む100法人）にも同様の給与引き下げ措置を実行する方針を決定したと述べている。この方針に基づき、政府と管轄省は、これらの独立行政法人への圧力を強めた。その結果、すべての法人がさまざまな形態で給与を引き下げており、一部は一方的に労働協約を破棄し、または有効な労働協約に基づかない方法で給与を引き下げた。全労連は、予算削減の脅迫を伴った法人に対する政府の執拗な要求は労使関係への介入に他ならないと述べている。また多数の国立大学法人の職員組合が、大学経営陣を相手取り、給与削減措置による損失分の支払いを求めて2012年11月27日に訴訟を提起したと付け加えている

830. さらに全労連は、2012年度の人事院勧告が、同一期間における官民両部門の賃金較差の是正を求めることを任務と定めた国家公務員法第28条を逸脱していると非難している。人事院は、2012年4月1日時点での公務員給与が民間部門の給与より7.67%低いことを認めたにもかかわらず、給与引き下げ法案が国会で可決されたことを理由に、この格差を埋めるための引き上げを勧告しなかった。全労連は、これは政府が労働基本権制約の代償措置だと主張する人事院勧告制度の形骸化がいつそう進んだことを示すとともに、公務員の労働基本権回復の緊急性を裏づけるものだと考えている。

831. 国家公務員制度改革関連4法案をめぐる進展の欠如に関して、全労連は、給与引き下げ法案の可決を強行した国会が、この改革の可決にはきわめて消極的で、状況改善のために真剣な努力を払っていないことは明らかだとみている。

832. 地方公務員制度改革に関して、全労連は、政府が全労連の文書による要求に答えず、組合とのいかなる交渉または協議も受け入れていないと述べている。加えて全労連は、2012年5月11日に提出された「地方公務員制度改革について（素案）」には、財政上の困難を抱える小規模組合の団体交渉権を事実上否定する労働組合認証制度の導入や、交渉事項からの管理運営事項の除外といった深刻な問題があると述べている。これらの理由から、全労連は政府に文書による意見を再提出し、最終的には政府との間で再三の協議が行われたものの満足できる結果は得られなかった。全労連は、改革に対する3つの地方団体の反対（連合の書簡に提起されている）にも言及している。そして2012年11月5日に政府が地方公務員の労働協約締結権を回復する（ただし消防職員は除く）法案を国会に提出したが、

衆議院が解散されてこの2法案も廃案になったと付け加えている。

833. 結論として、全労連は、国会議員と地方自治体の首長の大半は、残念ながらいまなお公務員への労働基本権の付与には消極的であり、政府は国および地方公務員制度改革への再三の要求に十分な考慮を払ってこなかったと述べている。また、市議会が市職員の政治活動の禁止と組合活動の制限について合意した大阪市など、最近は否定的な動きが見られる事実を強調している。全労連は本委員会に対し、労働基本権の回復を目的とする公務員制度改革を迅速に実行し、関係するすべての当事者組合とさらなる協議を行って、この目的の達成に前進するよう政府に圧力をかけることを求めている。

C. 政府の回答

834. 政府は2013年1月17日付の書簡で、公務員制度改革に関連し、4法案策定の過程で連合、公務労協、全労連、国公労連と議論を行ったと述べている。2012年の通常国会で審議が行われた後、法案は次期臨時国会での継続審議となり、さらに2012年11月16日の衆議院の解散によって廃案となった。

835. 加えて政府は、2012年12月16日に行われた総選挙の結果、同12月26日に新政権が成立したと述べている。新政権は、これまでの経緯の総括も行った上で、国の公務員制度改革の具体的な内容を検討する。

836. 地方公務員の労働基本権に関して、政府は、2012年5月11日に提出され、改革の全体像を示した「地方公務員制度改革について(素案)」が、関連する労働者組織(連合、公務労協、全労連)、および使用者団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)の双方との間で議論されたと述べている。政府の努力にもかかわらず、使用者側はこの改革についていくつかの懸念を表明した。すなわち(1)現在の労使関係制度は安定しており、今回の改革の必要性は理解できない。(2)行政コストの増大への懸念がある。(3)消防職員への団結権の付与は指揮系統に問題を引き起こしかねないというものである。これらの理由から、通常国会には何の法案も提出されなかった。最終的に政府は、地方公務員のための自律的労使関係制度の導入に関する委員会を設置し、そこにすべての関係者を結集して2012年の9月と10月に6回の会合を開いたことを含め、多大な努力を払ったうえで、2012年11月15日、臨時国会に「地方公務員法等の一部を改正する法律案」および「地方公務員の労働関係に関する法律案」を提出した。

837. 政府は、付属文書において、地方公務員の労働条件が労使交渉を通じて自律的に決

定される枠組みを創出することを目的とした、これらの法案に含まれる主要事項について、詳細な情報を提供している。すなわち (1) 行政上の重要な決定を行う職員、ならびに団結権が引き続き制限されて適切な代償措置を享受する職員を除いた、非現業地方公務員への労働協約締結権の付与、(2) 団体交渉で扱われる事項、ならびにその手続き、および当事者（労働組合は、地方労働委員会に認証を申請すれば労働協約の締結権を享受できる。認証のための客観的要件には、全組合員の過半数を 1 つの地方公共団体職員が占めていることが含まれる）の決定、(3) 不当労働行為の禁止と審査、(4) 中央労働委員会と地方労働委員会によるあっせん・調停・仲裁の手続き、(5) 消防職員への団結権および団体交渉権の付与（労働協約締結権は除く）である。

838. しかし 2012 年 11 月 16 日に衆議院が解散されたために、これらの法案は廃案となった。政府は、新政権が地方公務員制度改革の具体的内容を検証するであろうと、繰り返し述べている。

839. 国家公務員の給与の問題について、政府は、労働者組織との協議の後、2011 年 6 月 3 日に「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を、自律的労使関係を確立するための 4 本の改革法案と同時に国会に提出したと繰り返し述べている。給与法案の検討中、政府は、連合加盟の公務員労働組合連絡会、および全労連加盟の国公労連との間で真摯な交渉を行った。公務員労働組合連絡会とは合意に達したが、国公労連との間では合意できなかった。政府は、国家公務員の給与引き下げ措置の実行は喫緊の課題であることを考慮し、給与特例法案を国会に提出して可決を求めたが、2011 年の国会では審議されなかった。政府は、深刻な財政状況や震災からの復興の緊急性を含め、人事院勧告に従った給与法改正案を提出しないと決定した理由について、詳細な情報を提供している。与党と野党との協議の結果、当時の与党である民主党、ならびに野党である自由民主党および公明党の 3 党合意に基づき、2012 年 2 月 22 日に複数の議員の連名で「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が提出された。この法案は 2012 年 2 月 29 日に可決された。

840. 加えて政府は、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」（平成 24 年法律第 2 号、以下「給与の臨時特例に関する法」という）が 2 つの措置を規定していると述べている。すなわち第 1 は、2011 年 9 月 30 日の人事院勧告に基づいて、国家公務員の給与を平均 0.23%引き下げることであり、第 2 は給与の特例を設けること（引き下げ幅は俸給に 4.77%から 9.77%、賞与に一律 9.77%が適用される）である。この第 2 の措置は内閣が提出した給与特例法案の方針に基づくものであり、歳出の大幅削減が不可避なことから、また深刻な国家財政の状況と東日本大震災への対応の必要性を考慮して、国家公務員の人件費を削減するために導入された。また給与引き下げの臨時特例措置は、2012 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの 2 年間だけ適用される。

841. 政府は、関係団体との率直な意見交換と調整が必要であるとの基本的な考えを念頭におきながら、意義のある討議を重ね、実りある公務員制度改革を実現することに全力を尽くしている、と強調している。政府は、その方向性を維持しつつ、状況に関する情報を適宜、結社の自由委員会に今後とも提供する、としている。

D. 本委員会の結論

842. 本委員会は、2002年に最初に提起されたこれらの案件が、現在日本で進められている公務員制度改革に関連したものであることを想起する。本委員会は、政府および提訴団体の両者が、今回の改革過程において、また公務員給与改定の過程においてとられた直近の措置に関する詳細な情報を提供したことに留意する。

843. 国家公務員制度改革に関して、本委員会は、2011年6月3日に国会に提出された関連4法案が、2012年の通常国会での審議にかけられたこと、その審議が次期（臨時）国会に持ち越されたことを理解している。本委員会は、2012年11月16日の衆議院の解散によって、この4本の改革法案が最終的に廃案となったとする政府の指摘に留意する。本委員会は、日本の公務員制度改革に向けて達成された前進（新しい枠組みを定める4法案には非現業国家公務員への労働協約締結権の付与、公務員庁の設置ならびに人事院および人事院勧告の廃止、国家公務員の争議権の取り扱いが含まれる）にもかかわらず、かかる改革がまったく決定されなかったことを遺憾とする。

844. 地方公務員制度改革に関して、本委員会は、2011年6月2日に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が公表された後、総務省が関係するすべての当事者と一連の意見交換を行い、それが2012年5月11日の「地方公務員制度改革について（素案）」の公表につながったと理解する。連合から提供された情報によると、この「素案」の主な内容は次のとおりである。(1) 史上初めて消防職員に団結権を付与することを明確にしつつ、政府は労働協約締結権を認める意図があることも明確にした。(2) 4法案の施行日がさらに先延ばしされる。全労連によれば、「素案」には、財政上の困難を抱える小規模組合の団体交渉権を事実上否定する労働組合認証制度の導入や、交渉事項からの管理運営事項の除外といった深刻な問題がある。また本委員会は、政府および提訴団体から提供された情報により、3つの地方使用者団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）が、この改革に関して、(1) 現在の労使関係は安定しており、こうした改革の必要性は理解できない。(2) 行政コストの増大が懸念される。(3) 消防職員への団結権の付与は指揮系統に問題を引き起こしかねないという懸念を表明したことを理解する。本委員会は、異なる意見の取りまとめに向けてさらに多くの努力を払った上で、最終的に2012年11月15日に「地方公務員

法等の一部を改正する法律案」および「地方公務員の労働関係に関する法律案」を臨時国会に提出したとの政府の指摘に留意する。政府は付属文書において、地方公務員の労働条件が労使交渉を通じて自律的に決定される枠組みを創出することを目的としたこれらの法案に含まれる主要な事項について、詳細な情報を提供している。具体的には(1)行政上の重要な決定を行う職員、ならびに団結権が引き続き制限されて適切な代償措置を享受する職員を除いた、非現業地方公務員への労働協約締結権の付与、(2)団体交渉で扱われる事項、ならびにその手続き、および当事者(労働組合は、地方労働委員会に認証を申請すれば労働協約の締結権を享受できる。認証のための客観的要件には、全組合員の過半数を1つの地方公共団体職員が占めていることが含まれる)の決定、(3)不当労働行為の禁止と審査、(4)中央労働委員会と地方労働委員会によるあっせん・調停・仲裁の手続き、(5)消防職員への団結権および団体交渉権の付与(労働協約締結権は除く)である。本委員会は、その後、2012年11月16日に衆議院が解散されたため、2本の改革法案は廃案になったとする政府の指摘に留意する。

845. 2012年12月16日の総選挙の結果によって同26日に成立した新政権が、これまでの経緯の総括も行った上で、国・地方の公務員制度改革の具体的な内容を検討するという政府の指摘に留意し、本委員会は政府に対し、すべての関係諸団体とこの問題について徹底した、忌憚のない、有意義な協議を追求するよう求める。本委員会は、最初の提訴以来経過した時間、ならびに日本が批准した87号および98号条約に具現化された結社の自由の原則の完全な尊重を確保するために政府と社会的パートナーが行った長期かつ徹底した対話をふまえ、政府がこれ以上遅滞することなく、特に、(i)公務員に労働基本権を付与すること、(ii)消防職員および刑事施設職員に団結権と団体交渉権を完全に付与すること、(iii)国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および労働協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること、(iv)国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保障すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること、(v)公共サービスにおける交渉事項の範囲、に関して、公務員制度改革を完了するために最善を尽くすことを期待する。本委員会は政府に対して、上記のすべての事項に関する進展について情報提供を続けること、ならびに衆議院解散の前に国会に提出された国および地方の公務員制度改革法案が審議のために再提出されたか否かを報告するよう求める。

846. 本委員会は、公務員制度改革案をめぐる具体的進展がないままに、東日本大震災後の復旧・復興対策に関連して国家公務員給与の一方的改定が実施されたことについても、提訴団体が懸念を表明したことに留意する。第1に、本委員会は、公務員制度の中に自律的な労使関係制度を導入する改革と国家公務員給与の改定に関する法案の両方を同一の国会

会期中に成立させるべく政府が努力したにもかかわらず、最終的には後者だけが可決され、現在のところ公務員制度改革は国会審議に提出されていないものと理解する。また本委員会は、提訴団体が給与削減措置の決定に至る手続きを批判していることに留意する。連合は、政府の意図の表明にもかかわらず、この問題に関してなされていた労使の合意が国会での最終法案可決の時点で無視されたこと、国会審議は労使合意ではなく政治的合意に基づいてなされたことに落胆を表明した。一方、全労連は、この政治的合意が人事院勧告（全労連の主張によれば、自律的労使関係を創出すべき公務員制度改革が決定されるまでは国家公務員の給与を決定する唯一のルールである）の範囲を超えている事実を非難している。また全労連は、2012年の人事院勧告が、同一期間における官民両部門の賃金較差の是正を求めることを任務と定めた国家公務員法第28条を逸脱していると非難している。全労連は、これは政府が労働基本権制約の代償措置だと主張する人事院勧告制度の意義がさらに低下させられたことの証明であるとともに、公務員の労働基本権回復の緊急性を裏づけるものであると考えている。

847. 本委員会は、公務員給与については連合加盟の公務員労働組合連絡会および全労連加盟の国公労連との間で誠実に協議し、公務員労働組合連絡会との間では合意に達したが国公労連とは合意できなかったという政府の指摘に留意する。政府によれば、国家公務員の給与引き下げ措置の実行は喫緊の課題であることを考慮し、国会に「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を提出して可決を求めた。本委員会は、人事院勧告に沿った給与法改正案を提出しないと決定した理由に関する政府の詳細な情報に留意する。政府は、民主党（当時の与党）、自由民主党および公明党（当時の野党）の3党による2012年2月22日の合意が、同年2月29日に最終的に可決された法案の土台になったことを認めている。政府によれば、深刻な財政状況と東日本大震災対策の必要性を考慮すれば、法案に盛り込まれた国家公務員の給与引き下げは必要なものであった。政府は、給与引き下げの臨時措置は2012年4月1日から2014年3月31日までの2年間だけの適用であると強調している。

848. 最後に本委員会は、給与引き下げ法案の可決に抗議して、加盟組合の国公労連が、人事院勧告を超えた給与引き下げ法案を一方向的に可決した国会は労働基本権を保障した日本国憲法第28条および結社の自由を定めたILO条約に違反しているとして、2012年5月25日に東京地方裁判所に提訴したという全労連の指摘に留意する。また全労連は、国家公務員の給与引き下げ法案の可決を受け、政府が独立行政法人（99法人）と国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む100法人）にも同様の給与引き下げ措置を実施する方針を決定したこと、また政府がこれらの独立行政法人への圧力を強めた結果、すべての法人がさまざまな形態で給与引き下げを行い、一部は一方向的に労使協定を破棄し、または有効な労使協定に基づかない方法で給与を引き下げたと指摘している。全労連は、法人に対する予算

削減の脅迫を伴った政府の執拗な要求は労使関係への介入そのものであると述べるとともに、多数の国立大学法人の職員組合が大学経営陣を相手取り、給与削減措置による損失分の支払いを求めて2012年11月27日に提訴したと付け加えた。本委員会は政府に対し、上記の訴訟の結果についての情報提供を続けるよう求める。

849. 大地震による予算上の制約に関連して惹起した特別かつ緊急な状況を考慮に入れ、また特例措置を2年間に限定する政府の努力に留意しつつも、本委員会は公務員の労働基本権という問題がいまだに未解決になっていることを遺憾とする。この状況が緊張と進行中の訴訟の大きな原因となっていると考え、また給与に関してとられた措置が一時的な性質のものであり、組合との協議がなかったことを考慮し、本委員会は政府に対し、本委員会の勧告に沿った公務員制度改革がこれ以上の遅滞なく完了できるようにするために必要な措置をとるよう促す。

結社の自由委員会の勧告

850. 前述の中間的な結論を踏まえ、本委員会は理事会に対し、以下の勧告を承認するよう求める。

(a) 2012年12月26日に成立した新政権が、これまでの経緯の総括も行った上で、国・地方の公務員制度改革の具体的な内容を検討するという政府の指摘に留意し、本委員会は政府に対し、すべての関係諸団体とこの問題について徹底した、忌憚のない、有意義な協議を追求するとともに、本委員会の勧告に沿った公務員制度改革がこれ以上遅滞することなく完了され、特に次の点に関して、日本が批准している第87号および98号条約に具現化された結社の自由の原則の完全な尊重を確保するために必要な措置をとるよう求める。

- (i) 公務員に労働基本権を付与すること
- (ii) 消防職員および刑事施設職員に団結権と団体交渉権を完全に付与すること
- (iii) 国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および労働協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
- (iv) 国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保障すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること
- (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲

本委員会は政府に対し、上記のすべての事項に関する進展について情報提供を続けること、

ならびに衆議院解散の前に国会に提出された国および地方の公務員制度改革法案が、審議のために再提出されたか否かを報告するよう求める。

(b) 本委員会は政府に対し、2012年5月25日に国公労連が国会を相手取って東京地方裁判所に提起した訴訟、ならびに多数の国立大学法人の職員組合が大学経営陣を相手取り、給与削減措置による損失分の支払いを求めて提起した訴訟の結果について、情報提供を続けるよう求める。